

6 横浜・川崎地域における獣医事指導の現状と対応

県中央家畜保健衛生所

箭内 誉志徳 廣田 一郎
藤澤 知枝 前田 卓也

はじめに

平成21年12月末日現在の神奈川県内（以下、県内）の飼育動物診療施設（以下、診療施設）数は、東京都に次いで全国2位の1,024件であり、うち横浜・川崎地域には511件と県内の診療施設の49.9%が集中している。また、苦情、問い合わせ等も多く今年度（11月末日現在）すでに84件の苦情等があった。加えて平成21年度には横浜市内で薬事法違反による獣医師の検挙事例もみられた。これらの状況から今年度、横浜・川崎地域を3分割し各地域を1年ずつかけて3年間にわたる巡回指導を開始したのでその概要について報告する。

また、家畜保健衛生所（以下、家保）では診療施設の開設等の届出受理を行っており届出受理についても現状と対応を検討したので報告する。

診療施設巡回指導

1 診療施設巡回指導時の確認項目と方法

診療施設の構造設備の状況（逸走防止の設備、伝染性疾病の感染防止の設備、消毒の設備、調剤を行う施設、手術を行う施設）は、開設届等の内容と診療施設を照合し確認を行った。

診療簿・検案簿は、複数を無作為に抽出し記載事項の確認を行った。

診療用放射線の防護の状況は、エックス線診療室の標識、注意事項の表示及び管理区域の標識については、掲示してあることを目視で確認した。エックス線装置の1週間あたりの延べ使用時間の記帳、エックス線診療従事者等の線量当量の記録、エックス線装置の定期検査及びエックス線の漏えい線量の測定については記録の確認を行った。

また、変更した事項の有無の確認を行った。

2 診療施設の巡回指導の結果

今年度、4月1日から11月末日までに巡回した診療施設数は91件であったが、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 獣医事担当補佐・小動物獣医療担当補佐から都道府県獣医事主務課及び獣医事担当者あて平成20年10月17日付け事務連絡「獣医師法第21条に基づく診療簿及び検案簿の検査並びに獣医療法第8条に基づく報告の徴収及び立入検査の実施方法について」に準じて事前連絡なしで巡回したため確認出来た診療施設数は62件にとどまった。なお、確認出来なかった診療施設については獣医事指導用のリーフレットを配布し指導に代えた。

確認項目のうち、診療施設の構造設備の状況及び診療簿・検案簿については62件のすべての診療施設で適切であった。診療用放射線の防護の状況については、エックス線装置を設置していた57件のうち50件で不適切な項目があり、その中には新規に開設した診療施設もあった。診療用放射線の防護の状況の内訳は図1のとおりであった。診療用放射線の防護の状況は、エックス線診療室の標識と管理区域の標識

については、管理者がどちらか一方しか掲示していない事例を多く認めた。注意事項の表示については、注意事項の標識を持っているにもかかわらず掲示していない事例を認めた。

エックス線装置の1週間あたりの延べ使

用時間の記帳については、診療簿等に撮影条件を記載したままで帳票としてまとめられていない事例を多く認めた。エックス線診療従事者等の線量当量の記録は、ポケット線量計を使用している診療施設で記録をしていない事例を認めた。エックス線装置の定期検査については、修理時以外は点検をしていない事例を認めた。エックス線の漏えい線量の測定については、診療を開始する前に1回、以後6ヶ月を超えない期間毎に1回測定することになっているが、開設時にのみ測定し、その後の測定はしていない事例を多く認めた。

エックス線診療室の標識と管理区域の標識をどちらか一方しか掲示していない理由は、2種類の

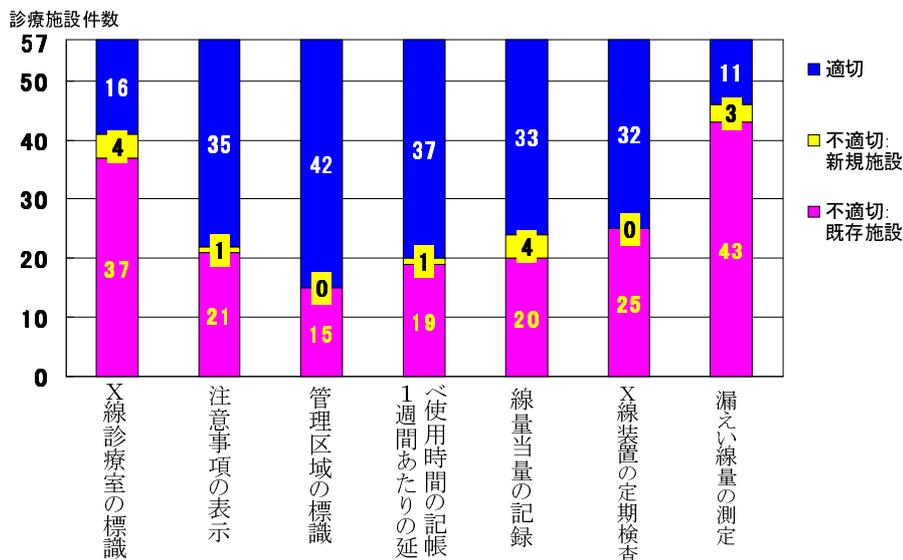


図1 診療用放射線の防護状況の内訳

標識を混同し同一の内容を表しているものと考えていたため等であった。注意事項を表示していない理由及びエックス線診療従事者等の線量当量の記録を失念していた理由は、エックス線診療従事者等はエックス線防護用具を身につけるので特に必要性を感じない等であった。エックス線装置の1週間あたりの延べ使用時間の記帳が帳票としてまとまっていない理由は、法についての知識不足が多かった。エックス線の漏えい線量の測定を行っていない理由は、法についての知識不足や測定方法を知らないことであった。

なお、変更事項等の届出指導を行った診療施設は14件であった。

3 診療用放射線の防護の不備に対する指導

エックス線診療室の標識、注意事項の表示、管理区域の標識については標識及び注意事項を開設者に例示し、掲示をするよう指導した。エックス線装置の1週間あたりの延べ使用時間の記帳については診療簿等に記載してある記録をひとつの帳票としてまとめるよう指導した。エックス線診療従事者等の線量当量の記録については、各測定用具の長所、短所を説明し診療施設毎に使いやすいものを選択し測定し記録するよう指導した。エックス線装置の定期検査は検査項目を例示し検査を行うよう指導した。エックス線の漏えい線量の測定については、専門の業者に依頼するよう促し、それが出来ない場合は個々の診療施設の構造に合わせてポケット線量計を用いた測定方法を説明し、測定及び記録をするよう指導した。

診療施設の開設等の届出

1 診療施設の開設等の届出状況

平成22年度（11月末日現在）の届出受理件数は89件でその内訳は、変更届59件、開設届16件、廃止届14件であった。

開設届は16件のうち、新規開設が10件、個人事業主から法人への変更に伴う開設が4件、診療施設の移転に伴う開設が2件であった。

変更届は図2のとおりで診療業務を行う 獣医師の変更45件、エックス線診療に従事する獣医師の変更40件、管理者の氏名・住所の変更が13件と獣医師に係る変更が大半を占めていた。

廃止届は、開設者と連絡がとれず診療施設がなくなっていた事例が5件、開設者の死亡に伴う廃止が3件、個人事業主から法人への変更に伴う廃止が4件、診療施設の移転に伴う廃止が2件であった。廃止届のうち開設者と連絡が取れず診療施設がなくなっていた 事例（5件）は巡回により確

認出来たもので、廃止届出がなされたものとして手続きを行った。

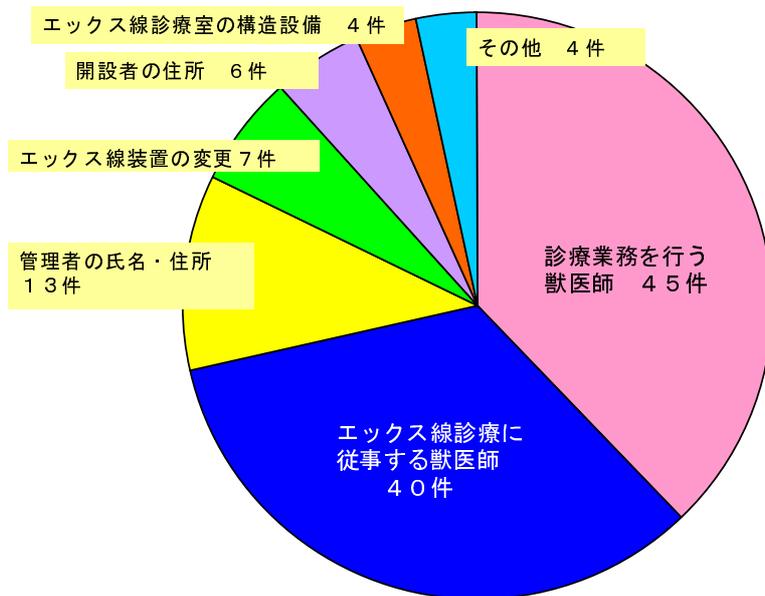


図2 変更届の内訳（延べ件数）

2 届出遅延の有無

届出受理件数89件のうち43件が届出期間を過ぎていた。その内訳は開設届6件、変更届28件、廃止届9件であった。遅延した理由は届出の失念が最も多く29件、法内容の認識不足5件、開設者が公共機関で決裁まで時間を要し届出期間内に家保へ届出が出来なかった事例が3件であった。

3 届出書類の不備

届出の際、書類が整っていなかった事例が89件中32件あった。32件の内訳（延数）のうち、一番多かったものは記載内容の不備（誤り等）28件であった。記載内容については開設者への確認が必要なものが多かった。その他、必要書類が添付されていない事例（獣医師免許証の写し5件、定款等の写し5件、エックス線の漏えい線量の測定報告書3件）であった。書類が整うまでの日数は2日～52日と幅があり平均は15日であった（図3）。書類が整うまでの間、届出の受理はしなかった。

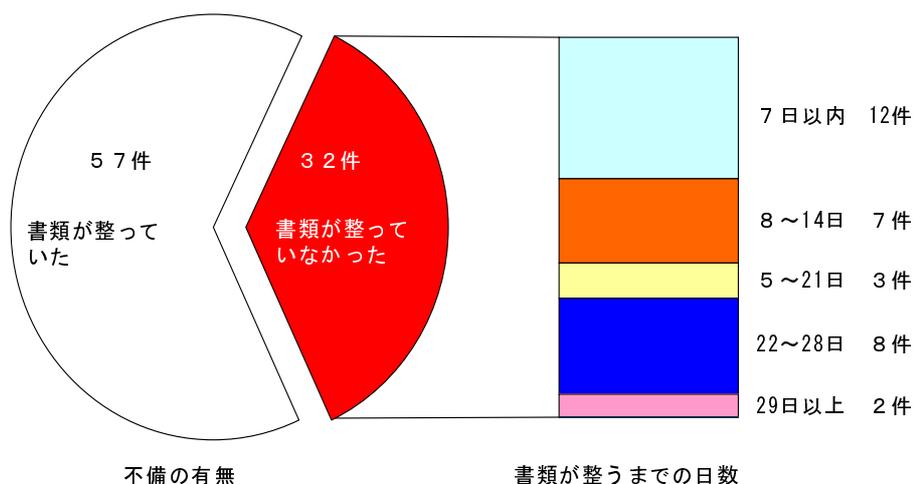


図3 書類が整うまでの日数

4 診療施設の開設等の届出不備に対する指導

届出を遅延した開設者に対しては遅延理由書の提出を求めた。その際、遅延した経緯をよく聞き取り届出事項について具体的な説明を行った。

届出書類の不備については、記載内容の不備（誤り等）は1項目ずつ確認しながら、記入するよう指導した。また、届出書類を確認した時点で不足していた書類の提出予定日を確認するとともに、不足していた書類の一覧表を作成し、控えをとってから開設者へ渡した。不足していた書類が提出予定日に届かなかった場合は、以後7日間を目途に書類が整うまで、定期的に連絡をとり指導を行った。

まとめ

診療施設巡回指導時に、診療用放射線の防護で不備が認められた診療施設の開設者の多くは、法についての知識が不足しており放射線防護についての知識の向上が必要であった。また、診療施設の開設等の届出については、届出の遅延及び届出書類の不備が、多くの事例で認められ届出義務等法遵守について周知徹底が必要であった。

その対策として今後、診療用放射線防護及び届出義務についてリーフレットの作成及び大学や獣医師を対象として開催される講習会等の場を活用し法の周知徹底を行うとともに、地道な巡回指導を行い個々の診療施設に合わせた指導を行っていくことが重要である。

